

委託訓練契約書（案）

山梨県立就業支援センター所長（以下「甲」という。）は、甲の行う職業訓練を委託するに当たり、△△（委託先機関名）（以下「乙」という。）と次のとおり契約を締結する。

第1条 甲は、別表に定める職業訓練及び就職支援の実施並びにこれに伴う業務を乙に委託する。

第2条 乙は、甲から委託を受けた前条に定めた業務（以下「受託業務」という。）を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けた場合はこの限りではない。

第3条 乙は、受託業務の内容を変更しようとする場合又は受託業務を中止しようとする場合は、事前に甲の承認を受けなければならない。

2 乙は、受託業務の遂行が予定の期間内に完了しない見込みのあるとき又は困難となったときは、速やかにその旨を甲に報告し、その指示に従うものとする。

第4条 甲は、乙に対して受託業務に必要な経費として、別表12（1）に定める委託費を支払うものとする。

2 訓練の開始日又はそれに相当する日を起算日とし、受講生が中途退所した場合、又は委託契約を解除した場合は、委託費の額は1か月毎に算定し、当該支払対象月について、

① 訓練が行われた日（以下「訓練実施日数」という。）が16日以上又は訓練が行われた時間（以下「訓練実施時間」という。）が96時間以上である時は月額単価とし、

② 訓練実施日数が16日以上又は訓練実施時間が96時間以上のいずれにも該当しない場合は、訓練をすべき日数（委託先機関が休日とした日及び翌月の応当日の前日より前に訓練が終了する場合にあっては終了日以降の日を除く。）を分母とし、訓練実施日数を分子にして得た率に、月額単価を乗じて得た額を当該月の支払額（1円未満の端数は切り捨てる。）とし、委託費を支払うものとする。

3 訓練の開始日又はそれに相当する日を起算日とし、翌月の応当日の前日まで（中途退所者が発生した月について中退日まで）の区切られた期間毎において、訓練設定時間の80％に相当する時間の訓練を受講した場合、当該期間を支払対象月とし、委託費を支払うものとする。

ただし、訓練開始日から訓練終了日までの全訓練期間（受講生が中途退所した場合は退校までの期間）における訓練設定時間の80％に相当する時間の訓練を受講した者に対しては、全訓練期間について支払対象月とし、委託費を支払うも

のとする。

第5条 乙は、訓練期間中及び訓練終了後を通じ受講生の就職促進に努めることとする。

2 乙は、訓練実施施設に就職支援責任者を設置し、受講生に対して別表9の就職支援を行うものとする。

第6条 乙は、訓練終了日の翌日から起算して3箇月間を経過した日（以下「経過日」という。）までの訓練受講修了生（就職による中途退校者を含む。以下同じ。）の就職状況について、訓練受講修了生からの書面の提出により把握のうえ、別表14に規定する期限までに当該書面を添付して甲に報告する。

2 甲は、前項の報告を受けたときは速やかに検査を行い、通知するものとする。

3 乙は、前項の通知を受け、別表13に定める計算方法に基づき算定した結果、就職支援委託費の減額がないとき又は減額が一部であるときは、当該委託費を書面により甲に対して請求することができる。

なお、中途退所等が発生した場合の就職支援委託費の算定に当たっては、第4条第2項の取扱いを準用する。

また、第4条第3項の規定により、委託費が支払対象月に該当しない月がある場合には、当該月を支払対象月から除くこととする。

第7条 別表に定める委託費は、受託業務終了後に乙の請求により支払うものとし、甲は乙からの適法な請求書を受理したときは、その日から30日以内に委託費を支払うものとする。

2 甲が、その責めに帰すべき事由により、前項の支払期限までに委託費を支払わない場合は、遅延日数に応じ、未支払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を、遅延利息として乙に支払うものとし、その端数計算については同条第2項の規定による。

第8条 乙は、甲に対して別表3及び14に定めるところにより受託業務の運営状況に関する報告を行わなければならない。また、甲の行う運営状況及び実施状況の調査を正当な理由がなく拒み、妨げ、若しくは忌避してはならない。

第9条 乙は、受託業務の実施に関して知り得た受講生の個人情報を、みだりに他人に知らせてはならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

第10条 乙は、委託事業の実施経過及び委託訓練に係る関係書類を整備し、甲か

らの照会等に対応できるようにしなければならない。

- 2 乙は、前項の書類等を委託事業の終了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、又は現に監査、検査、訴訟等における対象となっている場合においては、当該監査、検査、訴訟等が終了するまでの間のいずれか遅い日までの間保存しなければならない。

第11条 乙は、受講生が訓練受講中に災害を受けたときは、速やかにその旨を甲に通知するものとする。

第12条 甲は、偽りその他不正の行為により就職支援委託費の支給を受けたこと、又は受けようとしたことが明らかになったときは、乙に対し、就職支援委託費の全部又は一部を返還させ、又は契約を解除することができるものとする。

- 2 第1項の際には、不正受給に係る処分を通知した日から起算して5年以内の期間を定め、受託機会を与えないものとする。

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対し、委託費の支払を停止し、支払った委託費の全額若しくは一部を返還させ、又は契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反したとき。
- (2) 著作権法違反等、この受託業務の実施に係る基本的な部分において関係法令に違反し処罰の対象又は損害賠償の対象となったとき。
- (3) 税法違反等、公序良俗に違反し、社会通念上、この受託業務を実施することがふさわしくないと甲が判断したとき。
- (4) 第6条第1項の規定による訓練受講修了生の就職状況報告に関して虚偽の報告をしたとき。
- (5) この受託業務を遂行することが困難であると甲が認めたとき。

- 2 前項の規定により、この契約が解除された場合において、乙は、受託業務の残務の処理が完了するまで、甲乙間の協議に基づき、責任をもって処理するものとする。

第14条 乙は、この契約に違反し又は故意若しくは過失によって甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

第15条 第13条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10%に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

第16条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ民法（明治29年法律第89号）第404条の法定利率を乗じて得た額の遅延利息を甲の指示に基づき支払わなければならない。

第17条 山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）第109条第2項に定める契約保証金は、同規則第109条の2第7号の規定により免除する。

第18条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

第19条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

第20条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

第21条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

第22条 甲は、第18条、第19条及び第21条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することとは要しない。

2 乙は、甲が第18条、第19条及び第21条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

第23条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

第24条 この契約書に定めのない事項及びこの契約に関し疑義の生じた事項については、山梨県財務規則及び委託訓練実施要領の定めるところによるものとし、なお疑義があるときは、甲乙双方が協議して決めるものとする。

この契約成立の証として本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 山梨県甲府市塩部4-5-28
山梨県立就業支援センター
所 長 ○○○○ 印

乙 ○○○○○○○○
○○○○○○○○
○○○○ 印

別表

1 訓練科名 ○○○○○○○○○

2 訓練内容 ○○○○○○○○○の習得等

3 付随業務

(1) 訓練事務

ア 訓練開始時に行うこと

- ・ 受講生の提出物の回収
- ・ 職業訓練生総合保険加入証明書の保管

イ 毎日行うこと

- ・ 受講生の出欠席管理、出席簿への記入
- ・ 欠席、遅刻、早退、欠課届の提出指導及び管理
- ・ 講師による指導日誌の作成

ウ 随時行うこと

- ・ 受講生の危険及び健康障害の防止、災害発生時の連絡
- ・ 訓練実施状況の把握及び報告
- ・ 受講生の住所、氏名の変更に係る事務処理
- ・ 受講生の中途退校に係る事務処理
- ・ 受講生の能力習得状況の把握及び能力評価

エ 毎月行うこと

- ・ 当月の出席簿、指導日誌、欠席等届の提出（期日厳守）

オ 終了準備

- ・ 修了判定書類の提出

カ 訓練終了後に行うこと

- ・ 委託訓練完了報告書の提出
- ・ 就職状況調査の実施と報告

(2) 雇用保険事務

- ・ 通所届とその関係書類の作成及び受講生の指導
- ・ 受講証明書とその関係書類の作成及び受講生の指導
- ・ 関係書類の取りまとめと就業支援センターへの提出（期日厳守）

(3) 職業訓練手当事務

- ・ 職業訓練受給資格認定申請書とその関係書類の作成及び提出指導
- ・ 職業訓練手当支給請求書の作成及び提出指導
- ・ 関係書類の取りまとめと就業支援センターへの提出（期日厳守）

(4) 職業訓練受講給付金事務

- ・ 関係書類の作成及び受講生の指導
- ・ なお、受講生の職業訓練受講給付金支給申請にかかる受講証明を行うこと。

(5) その他甲が必要と認める事項

4 訓練期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

5 訓練時間 令和 年 月 日から令和 年 月 日 時間
 令和 年 月 日から令和 年 月 日 時間
 令和 年 月 日から令和 年 月 日 時間

6 訓練実施場所 ○○○○○○○○○

7 訓練人員 人

8 キャリアコンサルタント等の配置

ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルタント及び能力評価を行うため、キャリアコンサルタント、キャリアコンサルティング技能士（1級又は2級）又は能開法第28条第1項に規定する職業訓練指導員免許を保有する者（以下「キャリアコンサルタント等」という。）を配置すること。

なお、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングは、訓練設定時間に含めて差し支えない。

9 就職支援の内容

訓練期間中及び訓練終了後を通じて受講生及び訓練修了生に対し、キャリアコンサルティング、職業相談、求人情報の提供、職業紹介（許可を受けている場合）等を行い、就職促進に努めることとする。

また、就職支援責任者を配置した上で受講生に対して就職支援を行うものとする。就職支援責任者の業務内容は、次のものとする。

ア 過去の受講生に対する就職実績等を踏まえ、受講生に対する就職支援を企画、立案すること。

イ 受講生に対するキャリアコンサルティング、ジョブ・カードの作成の支援等の就職支援が適切に実施されるよう管理すること。

ウ 就職支援に関し、能開施設、安定所等の関係機関及び訓練修了生の就職

先候補となる事業主、事業主団体等と連携し、求人情報を確保し、訓練修了生に情報提供を行うこと。

エ 訓練修了生及び就職を理由として中途退校した者の就職状況を把握、管理するとともに、安定所に情報提供すること。

なお、就職支援責任者は、キャリアコンサルタント等であることが望ましいこと。また、訓練実施日数のうち50%の日数は、就職支援責任者が務める訓練実施施設にて業務を行うこととする。ただし、実習型訓練期間中については、訓練実施施設に限らず、適切な就職支援が可能な場所において業務を行うことができるものとする。

10 能力評価の実施

能力評価は、厚生労働省の定める「ジョブ・カード制度」における職業能力証明（訓練成果・実務成果）シート（様式3-3-2-2）を活用し訓練期間中に実施される試験等に基づき行うこと。

11 ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング

（1）キャリアコンサルタント等は「キャリア・プランシート（様式1）」、「職務経歴シート（様式2）」、「職業能力証明（免許・資格）シート（様式3-1）」、「職業能力証明（学習歴・訓練歴）シート（様式3-2）」及び「職業能力証明（訓練成果・実務成果）シート（様式3-3-2-2）」を活用したキャリアコンサルティングを実施すること。

（2）訓練期間中にキャリアコンサルティングを3回以上行うことが望ましい。

なお、実施にあたっては、受講生の意向等を踏まえつつ、効果的な就職支援になるよう適切な時期を選ぶこと。

12 委託費

円（うち消費税

円）

（1）訓練実施委託費

期 間	受講生1人当たり月額単価 ①	受講生数 ②	委託費 ①×②
令和 年 月 日から令和 年 月 日	円	人	円
令和 年 月 日から令和 年 月 日	円	人	円
令和 年 月 日から令和 年 月 日	円	人	円
小計			円
消費税			円
合計			円

※ 委託費の算出方法の詳細は、委託訓練契約書第4条のとおり。

(2) 就職支援委託費

期 間	受講生 1 人当 たり月額単価 ①	受講生数 ②	委託費 ①×②
令和 年 月 日から令和 年 月 日	円	人	円
令和 年 月 日から令和 年 月 日	円	人	円
令和 年 月 日から令和 年 月 日	円	人	円
小計			円
消費税			円
合計			円

13 就職支援委託費について

上記 12 (2) の就職支援委託費は、就職状況（就職支援経費就職率）に応じて下記の規定に基づき、①「受講生 1 人当たり月額単価」が変更となるものとする。

就職支援経費就職率 80%以上 = 2 万円
 就職支援経費就職率 60%～80%未満 = 1 万円
 就職支援経費就職率 60%未満 = 0 円

就職支援経費就職率＝

「対象就職者」÷(訓練修了者数+「対象就職者」のうち就職のための中途退者数)×100

※「対象就職者」・・・就職（中途退校就職を含む）又は内定した者のうち、一週間の所定労働時間が20時間以上であり、かつ「雇用期間の定め無し」又は「4ヶ月以上」の雇用期間により就職した人数及び自営を開始した人数をいう。

14 訓練受講修了生の就職状況の把握及び報告

(就職状況の把握は訓練終了後3箇月以内とする。)

(経過日) 令和 年 月 日

(報告期日) 令和 年 月 日